

令和2年度 岩手県アレルギー疾患医療連絡協議会 会議要旨

日 時：令和2年12月22日（火）18時30分～20時30分

場 所：岩手県庁12階 特別会議室

出席者：別紙出席者名簿のとおり

傍聴者：一般0名 報道機関 3名

1 開会

2 あいさつ

3 委員紹介

4 会長の互選及び職務代理者の指名について

5 報告事項

（前門戸会長）

それでは、次第5の報告事項「令和元年度岩手県アレルギー疾患対策実施状況」について、事務局から説明をお願いします。

（事務局）

事務局から説明させていただきます。資料は1-1、1-2になります。報告事項令和元年度アレルギー疾患対策実施状況について1枚にまとめております。

1つ目、岩手県アレルギー疾患医療連絡協議会を開催しております。第1回目は令和元年8月21日18時30分～20時岩手県民会館第2会議室で開催しております。結果概要につきましては資料1-2にあります。この時の議事概要につきましては4つありまして、岩手県アレルギー疾患医療拠点病院の選定案ということで、岩手医科大学付属病院及び盛岡医療センターさんを事務局案として選定することとしてご了承をいただいております。

次に岩手県アレルギー疾患医療に関する医療機関調査票についてということで、こちらについては調査票の案をお示ししまして委員の皆さまから様々なご意見をいただきました。皆さまの意見を踏まえて協議会の後、調査票の案を作成し、また委員の皆さまにご意見を伺い、完成させて調査を実施していくということでご了承をいただいております。

3つ目としましてはアレルギー疾患医療対策人材育成研修の実施についてということで、今年度研修を実施するにあたり、人材育成と普及啓発と両方を兼ね備える目的から県民に広く周知する内容とするのがよいのではないかと。テーマはアトピー性皮膚炎と食物アレルギーとし、県内広いので2地区での開催とする方向といたしました。今後の研修会のあり方につきましては、職域向けの研修を行う場合には、研修対象者の業務に関するガイドラ

インや連携等の内容とすること等の検討が必要だということが議論されました。

4つ目として、相談窓口についてということで、他県の状況も踏まえ、従事する職員、予算、運営方法等について検討していくということで、第1回を終了しております。

第2回目につきましては、令和2年3月に予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から中止とさせていただきます。

資料1-1に戻りまして、2つ目は、アレルギー疾患対策としましては、アレルギー疾患医療拠点病院の指定をしております。令和元年11月20日に指定をしております、指定医療機関としまして岩手医科大学附属病院及び盛岡医療センターにお願いすることにいたしました。拠点病院の役割としては次に書かれているとおりです。

次、3、アレルギー疾患医療に関する医療機関調査票の実施ということで、令和元年11月1日～11月20日に岩手県内全医療機関780施設を対象に実施しております。詳細は資料2にありますが、この後ご説明いたします。

4つ目としまして、アレルギー疾患医療等講習会を実施しております。こちらは一関会場で令和2年2月15日に盛岡医療センターの佐々木副院長先生にご協力いただいて、「食物アレルギーとアトピー性皮膚炎について」という講演をしていただいております。この時には薬剤師、管理栄養士、いわてアレルギーの会による健康相談コーナーも開設しております。この時の対象は、医療機関、介護老人施設、行政、学校・教育各関係者ということで47名の方にお集まりいただいて講演会を開いています。続いてもう1か所、盛岡会場を予定していたのですが、新型コロナの感染防止の観点から中止としております。以上昨年度の実施状況でした。

(前門戸会長)

ありがとうございます。ただいま事務局から報告をいただきました。委員の皆さまからご質問等はございますでしょうか。澤口委員、よろしく申し上げます。

(澤口委員)

今説明のありました資料1-1の4番目のところですが、医療等の講習会を2回開催することで前の会議で決まりました。実はこの資料をいただいた時に、驚きました。対象に管理栄養士が入っているものの、栄養士会事務局には開催についての通知等案内文はいただいてないです。それから、委員の方にも開催についてのお知らせはいただかなかったというふうに汲んでおります。管理栄養士の栄養相談コーナーの記載がありますが、実情についてもう少し細やかにお話いただいてもよろしいですか。通知方法についてはどのような手段ですすめたのか教えてください。どうでしょうか。

(前門戸会長)

事務局の方からご説明をお願いします。

(海上担当課長)

大変申し訳ございませんでした。今お話あった通り、講習会の開催につきましては昨年度、医療センターの方に委託というかたちでやらせていただいたのですが、我々の落ち度があったようで、関係する委員の皆さま、あるいは関係団体へ通知というものが漏れていたということもあったかもしれません。申し訳ございませんでした。その時に通知した際には、できるだけ関係機関の方にはお知らせしたつもりではございましたが、どこかで手違いがあったのかと思います。今後気を付けて参ります。申し訳ございませんでした。

(澤口委員)

今後はお知らせいただければと思います。よろしくお願いします。

(前門戸会長)

例えば北と南に分けて通知したとかそういうわけではなく。委員の案内はしっかりしていただくのですが、それ以外の所は、例えば北と南を分けて通知したということがあるのでしょうか。

(事務局)

昨年度の講習会の件ですが、盛岡医療センターの先生方にご協力いただきまして、おっしゃる通り地域性を分けて関係機関、特に学校関係者の方を主な対象者として医療センターさんの方から周知をお願いしたということがありましたので、確かに委員の皆さまに間際になってというところもあったのですがお知らせが不十分だったかと思います。

(前門戸会長)

ありがとうございます。次回開催の時には委員への通知だけではなく関係団体にしっかり通知するようなところをやっていただければと思います。

(澤口委員)

会員も多く参加したかったんだろうなと思っていますけれど、何の情報もなかったので、残念です。発信については県庁からよろしくお願いします。

(佐々木美香委員)

発言させていただいてもよろしいでしょうか。周知の件なのですけれども県の方からしっかりと皆さんに周知していただきたいと思います。こちらからですと時間がかかるということもありますので、是非お願いしたいと思います。

(前門戸会長)

ありがとうございます。講習会は、盛岡医療センターの方で忙しい中お引き受けをいただいていますので、周知についてはよろしくお願ひします。

6 協議事項

(前門戸会長)

続いて協議事項の方に移りたいと思います。(1)「令和元年度岩手県アレルギー疾患医療に関する基礎調査結果について」、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

協議事項(1)について説明させていただきます。資料2-1、2-2、2-3になります。アレルギー疾患医療に関する基礎調査結果(簡易集計)及び活用等について。調査の目的につきましては、本県におけるアレルギー疾患医療提供体制の現状を把握し、アレルギー疾患医療提供体制の更なる整備及び医療機関間のネットワークづくり(アレルギー疾患相談者に対する情報提供を含む)に資することを目的とするということで実施しております。調査期間は令和元年11月1日～11月20日、調査内容としましては主に大きく4つ、①日本アレルギー学会が作成したガイドラインの把握・活用状況、②アレルギー疾患診療実施状況、③アレルギー専門医等勤務状況、④アレルギー診断・治療の状況等としております。

調査方法につきましては、岩手県内全医療機関780施設を対象に郵送にて質問紙を配布しまして、ファクシミリまたはメールで回答を得ております。内訳につきましては※印に書いてあるとおりです。結果、回収数(率)ですが、780施設中442施設から回答いただきまして56.7%となっております。内訳としましては一般診療所381施設、病院61施設、1つの病院から複数の診療科から回答をいただいておりますので、つきましては77診療科としておりまして、診療科でみれば全458となっております。

資料2-3に実施要領と調査票をつけております。先ほどの調査方法でもお話ししましたが、資料2-3にある調査票を郵送にて配布し回答していただいております。資料2-2に簡易集計結果についてつけておりますので先にこちらをご説明させていただきます。資料2-2ですが、先ほども申しましたが実施期間、調査方法はそのとおりです。回収数につきましては先ほどのとおりで1機関からは複数の診療科から回答をいただいているので、全458診療科としております。集計の方法としましては調査票にある問の通りに単純集計をしております。よって調査票の問1、問2の順番で集計して資料にしております。

問1につきましては、日本アレルギー学会で作成しているガイドラインを知っていますかということで、(1)種類・内容を把握しているが100診療科、全体の22.2%、(2)知っているが読んでいないが178診療科、39.6%、(3)知らないが172診療科、38.2%、無回答8施設となっております。(1)～(3)について、グラフは資料にある通りです。知っているが読んでいないとか知らないという回答をした割合がおおよそ8割弱となっております。問2につきましては、貴医療機関では、アレルギー疾患のいずれかの治療を行っています

かということで、行っていると回答したのが 342 診療科、行っていないが 114 診療科、無回答が 2 診療科です。回答いただいた中では 75%が治療を行っているという回答でした。2 ページ目にまいりまして、治療を行っているという回答した機関の保健医療圏域別ということで大きくくくって診療科数の数値を出しております。保健医療圏の内訳につきましては資料 2-1 の 2 ページ目に書いてあります。

盛岡保健医療圏の市町村数が多いので数等が多くなると思いますが、盛岡圏域が全体の 44.4%を占めておりまして、沿岸の方が 3%前後となっております。参考 2 としまして、クロス集計をやってみたものですが、治療を行っているという回答した診療機関の中でガイドラインの種類・内容を把握しているとしたのが 95 診療科、28.4%、治療を行っているという回答した中でガイドラインを知っているが読んでいないという回答したのが 138 診療科、41.2%、ガイドラインを知らない 102 診療科、30.4%となっております。

続きまして問 3 でございます。貴医療機関では、アレルギー疾患の治療をどの診療科で行っていますか、該当する欄の全てに○をつけてくださいということで、こちらも単純集計をしたものを資料にお示ししております。3 ページの方に各アレルギー疾患別にどこの診療科で治療しているかというのを示しております。どのアレルギー疾患も内科で治療していると回答されたところが多く、続いて小児科、食物アレルギーにつきましては非常に、3 割近く治療を行っているという回答をいただいております。アトピー性皮膚炎やアレルギー性結膜炎はやはりそちらの皮膚科、眼科という特定の診療科で非常に多く目立っております。

問 4、岩手県アレルギー医療機関ネットワーク整備にかかる公表資料及びアレルギー疾患相談者に対する情報提供に貴医療機関の診療体制状況等を使用することにご同意いただけますかということで、同意すると回答したのが 231 診療科、70.2%でした。

続きまして問 5 です。貴医療機関における以下のアレルギー疾患治療実患者数を教えてくださいということで、こちらも単純集計をしたものなのですが、ここの患者数につきましてはあくまでもその診療科で回答したものですので、お一人の方が例えば眼科と耳鼻科に通っていた場合、眼科の方で 1、耳鼻咽喉科 1 となりますので、各診療科においては実患者数となっておりますけれども、全体的にみますとのべでみていただくということになりますので、ご承知おきいただければと思います。こちら単純に患者数を全体の中で割合、構成みしましたところ、アレルギー性鼻炎が 37.6%と多く、続いてアレルギー性結膜炎 23.7%という状況でした。

問 6 につきましては、貴科における「日本アレルギー学会のアレルギー専門医教育研修施設」認定の有無についてということで、認定されていると回答したのは 2 診療科でございました。問 6 の施設に認定されている診療科名につきましては内科系と回答したところが 1 か所、診療科の解答未記入と回答したところが 1 か所でした。

続きまして問 8 各診療科に在籍する日本アレルギー学会専門医数をご記入くださいということで、内科系が多く、次いで小児科系、眼科系と回答でございました。参考までに専門医のいる保健医療圏域ということで内科系は盛岡、岩手中部、胆江、両磐、宮古、二戸

圏域、小児科につきましては盛岡、岩手中部、皮膚科は盛岡、岩手中部、胆江、両磐となっております。次に、耳鼻咽喉科は二戸圏域、眼科系は盛岡、岩手中部圏域となっております。

問 9、貴医療機関における可能な検査項目について教えてくださいということで、1 番多く検査を実施していると回答いただいたのが (1) の血液検査でございます。続いて肺機能検査という結果です。その他としましては、下の箱に書いております。これらの検査をされているという回答でした。

問 10、貴医療機関における「食物経口負荷試験の実施の有無と、「実施」している場合の平成 30 年度における実施件数ということでこちらになっております。主な実施診療科としましては小児科と病院です。代表で回答いただいた病院ですと診療科名までは不明でした。

問 11、貴医療機関における「アレルギー免疫療法」の実施の有無と、「実施」している場合の症例数ということでこちらになっております。こちらについては主な実施診療科は小児科、耳鼻咽喉科、皮膚科、病院となっております。

問 12、貴医療機関におけるアナフィラキシーに関する対応を行っていますかということで、エピペンの処方を実施していると回答したところが 147 診療科です。(2) 貴医療機関の受診歴がある場合、どのように対応するのかという問いにつきましては、いつでも対応可が 33 診療機関、診療時間内対応可 120、曜日により可が 8 ということでした。その他につきましては 6 ページの方に書いております。(3) 「貴医療機関の受診歴がない」場合は、診療時間内であれば対応可能であると回答したのが 95 診療科、診療しないと回答したのが 168 診療科でした。その他につきましては箱の通りです。(4) 「アレルギー疾患患者」に対するエピペン自己注射の指導管理の実施としましては、実施の有無を聞いておきまして、実施と回答したのが 134 診療科、未実施が 189 診療科、実施者の職種としましては医師が 115、次いで看護師、薬剤師となっております。その他につきましては教師、調剤薬局薬剤師、保健師という記入がありました。

問 13、貴医療機関で医療スタッフによるアレルギー疾患患者に対する指導の有無についての質問でございます。実施者の職種全てに○をつけて、平均指導時間を記入してくださいという問いです。この他、小児アレルギーエデュケーターの資格を有する人数も記入していただくというような質問項目です。スキンケアにつきましては 36 施設で実施していきまして、実施者の職種としましては看護師が多くなっております。全ての総指導時間数としましては看護師が 331 分です。指導時間としましては 20 分以内と回答したところが 26 診療機関、20 分以上実施しているというのが 3 診療機関でございました。7 ページにいきまして、(2) アレルギー疾患治療薬服薬指導につきましては実施していると回答したのが 55 診療科で、実施者の職種としましては看護師、薬剤師という人数になっておきまして、総指導時間数は 303、347 分となっております。指導時間としては 20 分未満が 39 診療科、20 分以上が 80 診療科です。食物アレルギーに関する栄養指導につきましては、実施しているが 22 診療科、指導しているのが薬剤師、看護師、管理栄養士、医師というような回答をいただいております。指導時間としては 20 分未満が 12 診療科、20 分以上が 6 診療科です。

40:05 問 14、貴医療機関での診療にアレルギーに関する学会で作成しているガイドラインをこちらは活用していますかという問いでございます。最初のは知っていますかというところだったのですが、問 14 は活用していますかという内容になっております。活用していると回答したのが 78 診療科で、どのようなガイドラインを使用しているかということは 8 ページにお示ししております。

問 15、貴医療機関では地域住民等を対象としたアレルギー疾患に関する研修会、講演会を行っていますかということで、実施していると回答したのが 7 診療科で、およそ 1 診療科 1 回ないし 2 回実施しております。

問 16 につきましては、電話相談を行っているかということで、実施しているのが 6 機関で、実施回数としては約 110 回、約というのは 3~5 回というように少し幅を持たせて回答したところもありましたのでおよそ 110 回としております。

問 17、学校生活管理指導票表を記載していますかということで、記載していると回答したのが 107 診療科で、保育所等施設用は 66 診療科、こちらは複数で 1 診療科でも 1 と 2 と回答したりしますので、必ず回答は 1 つというわけではございません。②学校用は 101 診療科、その他 4 となっております。

資料 2-1 に戻りまして、資料 2 の 1 ページ、(2) 結果の概要でございますが、日本アレルギー学会が作成したガイドラインの把握・活用状況では、治療を実施している 335 診療科中「ガイドラインを読んでいない」または「知らない」と回答したのが 240 診療科でありました。調査概要の 4 つの項目での結果の概要をまとめたものです。②のアレルギー疾患診療実施状況につきましては、保健医療圏域別にみますと、盛岡圏域としても市町村数の方が多いのですが、盛岡圏域がやはり 152 診療科、44.4%と最も多く治療を実施しております。またアレルギー-6 疾患の治療状況をみますと、いずれも内科、小児科での治療が多く、気管支ぜん息と食物アレルギーは約 77%が内科、小児科で治療を受けております。③アレルギー専門医等勤務状況では、専門医が 32 名で、内科系が 15 人とおよそ半数を占めております。32 人が勤務している診療科を保健医療圏域別にみると、内陸部の方に多いような状況でございました。④アレルギー診断・治療の状況では、治療実患者数は 290,665 人であり、アレルギー性鼻炎が 37.6%と最も多い状況でございました。

まとめまして、調査の活用と方向性につきましては治療を実施している診療科でもガイドラインを読んでいない等と回答したところがあることから診療科に勤務する医療従事者等を対象とした研修によるガイドラインの周知と併せて資質向上を目指した人材育成を図る必要がある。アレルギー治療を行っている診療科や学会専門医が内陸部に多いことから、ネットワークを構築し連携や役割分担を行うことで、医療の均てん化を図っていく必要がある。アレルギー疾患患者やその家族が適切な医療を受けながら生活の質が保持されるよう、本調査による情報を基に、相談窓口でアレルギー疾患相談者の持つ個々の不安や悩みに応じて情報提供を行うというようにまとめましたが、これ以外につきましては昨年度まで実施していた協議会でも皆様から様々意見が出されておりました、そういったところは少し調査としてみえてきたのかというところでまとめさせていただいております。以上で

説明を終わります。

(前門戸会長)

はい、どうもご説明ありがとうございました。協議会が中心となってアンケートを実施し、生データからするとまだまだいろんな方向から分析はできるところと思いますが、今回は質問票に基づいた集計の仕方をして報告させていただきました。それでは、委員の皆さま方からご質問、コメント等ございますでしょうか。ガイドラインの認知に関しては、思いの他認知度が低く、また忙しい先生が多いのか、やはり知っているが読んでいないというところがありましたし、実際診療を行っている先生方でも利用していないという先生がまだまだいますので、そういったところが皆さんこういった協議会で何か対応していけないかどうかということが1つの題材になってくると思います。いろんな領域のお話が出てきているとは思いますが、ご質問等ございますでしょうか。

(佐々木美香委員)

膨大なアンケートを取っていただいてありがとうございました。いろんなことが見えてきましたので、そういうデータということは非常に貴重だと思います。ただアレルギーの認知が低いというのは、たぶん鼻アレルギーを診ている先生方が結構多いですね。これはアレルギー性鼻炎というのは専門でなくてもお薬を出したり、そういうことができるので、それを専門でない先生方も岩手県は医者が少ないですから、そういうことで出されて治療していると答えられたのではないかとということです。ですから、アレルギーの認知の部分は、そういうことをしてるということは仕方がないのかなというふうに思っています。それから、ただこれを見て全体的なところから分かること、というのは、やはり皆さんアレルギーのことにに関してよくわかっていない先生方又は事務の方が回答したのではないかなということです。例えば1番分かりやすいところ、比較しやすいところ、問8です。問8というのは、アレルギー専門機関。実は岩手県が耳鼻科、眼科の専門医はいらっしゃいません。なのでこういった「いる」と答えられた先生方には、もしかしたらアレルギーの専門医という資格を御存じない先生方が答えられたかもしれません。つまり、そういうことが周知されていないと思うんですね。

例えばこれですね。これアレルギーポータルですが、厚生労働省と日本アレルギー学会でやっているもので、医療機関情報、このところにいろんなものを書いてあります。この中にアレルギーの専門医があります。都道府県のところを岩手県とします。専門医を指定しないということで検索をしますと、そうするとここに一覧が出てきます。例えば眼科の先生が3人とアンケートで回答はありますが、これを検索してみますと、実は1人もいないということです。耳鼻科と眼科はいらっしゃらないと、これは前からわかっていることですが、こういうデータがありますので、非常に比較しやすい。このアンケートに答えた信頼性というのが1番分かりやすいがこの間だと思います。皮膚科は常勤専門医3とありますが実は1人もいらっしゃいません。皮膚科の先生、非常勤の先生もいら

っしやいません、このデータはちょっと。小児科はちゃんと書かれているようです。内科は20名いらっしゃいます。なのでいずれにしても、このデータに関して、アンケート答えた側の人間に対し、答えた本人、先生、または事務、またはその方たちがこういうことの認識ということがよくわかっていないのではないかなというような。ですから、今アレルギーエドゥケーターがゼロになっているんですけども、うちの病院におりまして。いずれにしても膨大な量を取っていただいてまだまだ認識されていないということなんだということだと思えます。

(前門戸会長)

佐々木美香先生ありがとうございます。専門の先生ならではの解釈ということでありませう。まず、このアレルギーの疾患自体が、アレルギー性鼻炎、花粉症、アレルギー性結膜炎ということで、耳鼻科領域にはなっていますが、内科の先生もそこらへんは診れる疾患の一つというようなところも重要なところだと思います。ですから、疾患ごとに少し考えてみていく必要があるのではと思います。また、ここでアレルギーのガイドラインを知っている、知らないというような話と同じように、全体のアレルギーに対する認知度の低下、それがもしかしたら専門医に対する数がどうか、よく診てる先生が専門医かどうか十分考えてというような話ももしかしたらあったのかもしれないですね。うちの方のデータ全体を信頼がおけないものというわけにはいかないと思いますので、ある専門的な知識が必要なところは少しアバウトになってしまうかもしれませんが、そこらへんも含めてメッセージしていく必要があるとは思っています。佐々木先生どうもありがとうございました。

こちらの方は生データを分析して、例えば食物アレルギーの実際の経口負荷試験とかそういうところは問10にあります。これは今後盛岡医療センターさんに窓口業務をやっていただく上でも、どこでこういった負荷試験を実際にやっているかというようなところも実際の施設名を出してはいないのですが、生データの方を使うと施設等分かりますから、そういった情報をこれからの窓口業務では参考にしていくことはできると思いますので全体のデータの数だけではなく個々のやっている、やっていないというような情報も我々にとって非常に大きなデータだと思います。そういったところもこのアンケートから得られる重要なことだと思います。その他委員の先生方からいかがでしょうか。

(長島委員)

食物アレルギーに関しては、特に内科の方で大分診療数が思ったより多いということで、食物アレルギーの診療に関して我々が提供する治療と患者さんの治療というかゴールがだいぶ違うのではないかな、我々としては原因となるものを採血、ある程度目安をつけて問診で目安をつけて、大人の場合あれですが避けていただいて、アレルギーなどエピペンなど執行する、それを治療として考えている状況になります。ただ、大人であっても経口負荷試験で食べたいという、そういった要望が出てくる、なかなか大人は小児と違って経口負荷試験といってもあまり大きな、いいといった証拠がなくて、なかなか実際の診療の現場

では難しい、そういうことを情報のすり合わせとか現実どういったところをとっているのか、実際に大人で経口負荷試験をやるという施設、さすがに県内はないと思いますが、県外の情報を提供、そういうところも含めて考えてあげていただければと思います。

(前門戸会長)

アレルギー協議会では食物アレルギーに関しては非常に重要なテーマであると考えております。実際に食物アレルギーを診察しているというような施設というのは問3の方にありまして、そちらの方では結構な内科、小児科等あるわけですが、先ほど長島先生が言われたように実際、食物経口負荷試験をやっているところでは外来で、外来でやる危険性もあるとは思いますが、入院でしっかりやっているとところが3施設あるというようなところが、そこらへんで及び患者の希望またはどこまでやるかというようなところが少し不一致があるというようなご指摘ですが、そこで分析して、実際の食物経口負荷試験、施設等をしっかり考えてご紹介していただければと思います。その他ございますでしょうか。

(嶋委員)

私の方からエピペンの関係で学校に行くとエピペンの保管に関しては、やはり養護の先生、非常にどう管理したらよいかということで悩んでいるという事例があります。学校薬剤師はこの前研修等でやって、エピペンを預かった場合の管理はどうやっているかを実際確認しているんですけども、実際に処方されて出ているということなので、研修等しているが、実際にそういう生徒さんがいてエピペンを扱った場合どういう管理をしているのかというのは確認しているのですが、実際に何かあったときに先生が対応しなければいけないというところで、やはりどこかでまとまって研修できる場を作ってあげないとだめなのかなと感じているところでした。実際に処方として結構出ているということがあるので、やはりそういうことを検討して頂きたいなと思いました。

(前門戸会長)

嶋先生ありがとうございます。学校のエピペンに関しては、医療機関の処方とはまた、別な対応が必要ですが。

(嶋委員)

アレルギー疾患を考えた場合に、医療機関から処方されたものを親の方で学校に預けることがあります。そうすると、先生たちがどういうふうにというところ、何かあった場合にやはり対処しなければいけないというところが出てきますので、高学年になれば自分というので本人がみていますけれど、低学年の生徒さんの場合は、どうしても学校に預けて、何かあったときにはみてくださいというような実態があります。実際私も行っている学校の生徒で1人いるものですからよく養護の先生に聞かれます。

(前門戸会長)

ありがとうございます。エピペンには医療者だけではなく、個々の利用者のアンケートではありましたが、そういったところを是非指導の中で入れていただく、どちらかという実習的なことが必要なのかもしれませんが。澤口委員どうぞ。

(澤口委員)

嶋委員から話がありましたが、保育所でもエピペンを使用する子どもから預かっているんです。小学校もそうです。昨年、北上の研修会に参加したんですが、佐々木朋子先生がエピペンの刺し方について、保育所の保育士、小学校教諭等々のその指導関係にある方に、実際にエピペンの刺し方についての実習をやられているんです。それはアレルギーの会さんが主催してやったんです。自主的参加なものなので、手上げ方式では強制力がないし、小学校、中学校とか各公所的なところでは講習会等できちんとお教えするという、ある意味強制的な研修が必要ではないかなと思います。それについての御意見、佐々木先生あると思いますのでよろしくお願いします。

(前門戸会長)

では、佐々木先生、今のエピペンに対してお話をお願いします。

(佐々木美香委員)

エピペンについて、原則誰でも打てるとなっています。これはもう講習会とかです。参加していただければ誰でも打てます。先生方には、義務というか打っていただかないといけないのです。躊躇しないで打っていただきたいです。そのためにはですね、どういう時に打つのか、きちんとしたガイドラインが設定されています。私達は盛岡とか久慈とかで講演させていただくんですけども、お母さんや保育園の先生方、それから小学校の先生は参加してくれます。失礼ですけれども問題は医者の方です。医者の方が学校医をやっている限りきちんと周知していかなくてはならず、是非私達が親向け、保育士向け、教師向けにやっている講習会をきちんと聞いていただいて、お医者さんの方から逆に地域の方達に指導できる体制を作っていただきたいです。私は、医者への啓もうが物凄く大切だと感じています。ここが遅れていると思います。ここを進めないといけないと思っています。

(前門戸会長)

貴重な御意見ありがとうございました。学校医の集まりでエピペンの指導をしていくというようなところをですね。事務局としては部署が違うかもしれませんが、御意見とかあれば。

(海上担当課長)

講習会の在り方についてもこれから御検討いただくことにしていますので、事務局とし

ましては、今お話しがあったようなところについては十分、講習会等については、様々な講演会もありますし、県の講演会もあります。そのような情報を出せるようなことをしていきたいと考えております。

(前門戸会長)

今のお話しでいくと、学校医の先生方が集まるような場で指導できるといいというような。佐々木先生どうぞ。

(佐々木美香委員)

学校医の学会というものがあります。ところが1月、寒いところで、地方になりますと小児科ではなくて内科の先生、この先生方になります。やはりなかなか集まってくださいというのは難しいので、このようなZOOMとかユーチューブとかそのようなのを利用して、その先生方に知っていただくことが非常に大事だと思っています。アレルギー生活管理指導表から言わせていただくと書き方ですね。これを先生方に周知しないとなかなか進みません。ですから、逆に学校の先生、保健の先生方が正しいことを言っても医者の方が何を言っているんだとバツサリ切られることもあって、やはりここは問題だと思っています。是非我々医者への啓もうということに関しても協議会で進めて、バックアップしていただけたらと思います。

(前門戸会長)

はい、ありがとうございます。いろんな御意見が出たところですが、委員の皆様方から何か他にありますでしょうか。では山内さんお願いします。

(山内委員)

はい。学校の方には各学校にDVDが配布されているのではないかと思います。ただしDVDをもらった時に、エピペンを持っている児童がいない時、しまっているのではないかと思います。教育委員会では、毎年4月なら4月でいいんですけども、DVDありますよ、みてくださいっていうことを案内するとか、1回発送して終わりではなく、毎年1回案内していただけるだけでも意識が違うのではないかなと思います。ただしDVDを見て知るよりも、実際に講習を受けられることが大事だと思っています。私も結構聞かれるんですけど、誰に聞いたらいいんですかと聞かれるんですけど、学校医の先生にお願いするのがいいのではないですかと話しているので、美香先生がおっしゃったように学校医の先生に正しい知識を持っていただいて学校に広めていただくと助かります。

(前門戸会長)

ありがとうございました。はい、どうぞ。

(村里委員)

盛岡医療センターの管理栄養士の村里です。小児アレルギーエドゥケーターをやらせていただいています。エピペンに関しては、私達もかなり周知活動の強化を呼びかけられている内容でありまして、岩手アレルギーの会で研修会を設定してくださり、医師の先生方からも御協力をいただいて開催させていただいていますが、基本的に学校からの出席は非常に少ないです。私が去年岩手県教育委員会さんから研修依頼を受けまして、その場で養護教諭さんを対象としてアンケートをとらせていただきました。その中で「エピペンの講習会を受けたことはありますか」という質問をさせていただいたんですが、それに対しては「出席したことがあります」という回答が比較的多い結果でした。ただ実際学校現場で児童生徒がアナフィラキシーを起こした事例が数例あったようですが、養護教諭の先生がエピペンを打ったというのは1件だけだったんです。これは大変大きな問題だと危機感を感じました。養護教諭の先生方がお持ちの資格についても質問させていただきましたら、個人的には、すべての方が看護師か保健師をお持ちかと思っておりましたが、それに反してほとんどの方はお持ちではなかったんですね。教諭という資格はお持ちだったんですけども、その点で若干腰が引けているのではないかと思います。私たちアレルギーエドゥケーターの東北ブロックは保育現場に行つてロールプレイを交えた講習会もやらせていただいています。実際岩手県ではエドゥケーターは私を含めて3名になったんですけども、なかなか集まって活動するとか実際現場に行くということは難しいです。今年度はコロナの影響がありましてできないんですが、昨年度は宮城県の保育施設での研修会の方を担当させていただいたことがありました。宮城県は東北大学・スキルスラボと、宮城県立こども病院がタッグを組みまして研修会を行っています。個別に保育施設から東北大学・スキルスラボへの申し込みをもとに、私たちエドゥケーターの東北ブロックに依頼があり、アレルギー児や園長先生の役とか役割を決めてのロールプレイを交えた講習会を保育現場で行う活動もやっています。

それを受講した皆さんは、やっぱり「それでは皆さん手にエピペンを持ってください」、「はい打ってください」という座学講習を受けただけよりは、一步踏み込んだ現場を想定した研修ができたということで、実際にエピペンを打てそうな気がするのご意見が多くありましたので、岩手県でもこのような研修会が岩手医科大学病院さんと盛岡医療センターがタッグを組むことで可能ではないかと思っておりますので、是非そちらの方も岩手県主導で進めていただければと思います。

(前門戸会長)

貴重な御報告ありがとうございます。県内少ないエドゥケーターの1人としていろんな事業や会議で参加、企画していると思いますが、参考にして是非協議会の方でもそういうことも話し合っていければと思います。

また御意見があれば事務局の方にお伝えいただければと思います。次は、アレルギー疾患相談窓口について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

アレルギー疾患相談窓口の実施概要についてということで、資料 3 を御覧ください。目的としましては、アレルギー疾患を有する患者及びその家族等の不安や悩みに対し、個々に応じた助言や情報提供等を行うための相談窓口を設置し、アレルギー疾患を有する患者及びその家族が正しい知識をもって治療及び自己管理しながら生活の質が保持されることとしており、期間が、令和 3 年 1 月頃から 3 月 31 日、内容は、アレルギー疾患を有する患者、主に小児としていますけれども、及びその家族を対象とした相談窓口を設置し、アレルギー疾患に関する不安や悩み等に対し、個々に応じた助言や情報提供等を行うと共に必要に応じ、他医療機関と連携し対応するという内容としています。対象者は、県内に居住する住民とし、実施方法としましては、1 回 2 時間程度で月 4 回程度開設するものとするとしています。こちらにつきましては、本年 12 月中旬にかけて委託事業の公募を実施いたしまして、現在、独立行政法人国立病院機構盛岡医療センターさんから希望の申し出をいただいているということで御報告させていただきます。

(前門戸会長)

こちらの方は公募いたしまして、医療センターさんをお願いするというところでありますが、どのように進めていかれるか、佐々木美香先生、少し御報告いただけますでしょうか。

(佐々木美香委員)

相談窓口とって電話で一人一人に一つ一つ同じようなことを応えては非常に効率が悪い。そのためにですね、このような ZOOM をフルに活かして、前もって申込んでいただいた方々が入れるようなシステムで、その方たちの質問を前もっていただくことによって、私たちの都合ですが、金曜日の 11 時半から 12 時半くらいで、少し時間がかかって 13 時くらいまで時間をとって、そこでそれに対してお答えしていこうかなと思っています。それは親御さんだったり学校の先生だったり、それから担当の先生だったり、栄養士だったり、そのような人達が声を出さなくても聞けるように、つまり誰かの質問にああそういうことがあってこういうふうにするんだとか、それから自分たちの疑問を投げかけていただければ、個人情報を守るような形で一つ一つ応えていきたいなと思っています。第 1 週の金曜日は栄養指導を中心に、第 2 週は医師を中心に、第 3 週は看護師を中心に、第 4 週は学校関係や親の人達ということも全て我々のできる範囲でお答えしていければと思っています。そうするとそれを毎週聞いている人もいるかもしれない。そうするとその人達の知識が増えますし、医療機関の先生方も診療で困ったことをそこで聞いていただければ。その場合、紹介していただいた方がいいですよとか、そういう相談にも乗ることが出来る。なのでやはりこのようなコロナ渦というだけでも私たち大きかったです。ZOOM になるかはわかりませんが、予算かかりませんのでつけていただいて、やっていけばかなり周知にはなるのではないかと思います。できるかどうかは別ですが、やってみないと分からないので。ただそこをどこから相談窓口にはめこむかというところも各自治体をお願いしてとい

うことです。県の方からは是非周知の方お願いしたいです。

(前門戸会長)

はい、ありがとうございます。非常に恐らく質問がダブる可能性もあるので、そういったご対応、そのウェブに入れれば多くの方が同じ悩みがあるというようなことも非常にいい試みだと思います。ただ実際に何を使うか、またどういうふうにして登録するかというようなこと、いろいろ問題があると思いますので、事務局の方是非サポートして、これは委託事業であっても県の方で管理していただくものでありますからよろしくお願ひしたいと思ひます。1月頃から開始ということでもありますから、是非そちらの方も開設になりましたら参加して拝聴できればと思ひています。事務局の方からこれについて何かご発言ありますでしょうか。

(事務局)

はい、開設に向けては先生方と御相談しながらできるところから進めていければと思ひますのでよろしくお願ひします。

(佐々木美香委員)

これにつきましては、大人の方も大学の先生方にも御協力をいたひいて、ぜひうちの方も体制を整えていきたいと思ひます。昼休みの時間ですので学校の先生方も御参加しやすいのではないかとと思ひます。以上です。

(前門戸会長)

はい、ありがとうございます。そちらの方は盛岡医療センターさんだけというようなところはいいかないところはありますから、流れを拡大していければと思ひます。まずは最初ハードルが沢山あったかと思ひますが、協議会でサポートしていきたいと思ひます。

事務局の方と盛岡医療センターさんとで進めていたひいて、次の議題に移ります。令和2年度アレルギー疾患等講習会について、事務局から説明をお願ひします。

(事務局)

資料4を御覧ください。アレルギー疾患医療等講習会の概要ということで資料を用意しております。目的は、県民のアレルギー疾患に関する適切な情報を提供し、アレルギー疾患の重症化の予防のために必要な患者の自己管理等正しい知識の普及啓発を目的といたします。内容につきましては、アレルギー疾患のうち、アトピー性皮膚炎や食物アレルギーなどに関する講習会の開催、対象は、県内に居住する住民とします。講習会の開催方法につきましては、講習会は講義により実施するとしており、回数としましては1回、1回の講習につき1日間の開催とします。形式は、集合又はオンラインとし、1回あたり2時間程度。受講定員につきましては、集合形式の場合、1回の講習につき会場における定員の半数程度

とし、オンラインの場合は定員を定めないとして、その他として、新型コロナウイルス感染症感染防止対策に努めることとしまして、こちらにつきましても本年12月中旬にかけて委託事業として公募を実施いたしまして、独立行政法人国立病院機構盛岡医療センターさんから希望の申し出をいただいているところでございます。講習会開催にあたりましては、県が責任を持って関係機関に周知させていただきます。

(前門戸会長)

こちらの方も盛岡医療センターさんにお引き受けいただけるということで、こちらにつきましても佐々木美香先生、コメントをいただけますでしょうか。

(佐々木美香委員)

私達の使命ですので、講習会は有難いことだと受け止めています。開催方法なんですけれども、今回は、ウェブの方でということで、このあたり山内さんからお話していただきますが、私達、出向いていってお話して何人くらいの人、参加が少ないんですね。今回ウェブということで非常に期待しています。参加者募集については親の会、いわてアレルギーの会の山内さんから講演を依頼されて、講演に行こうかなと思っていたところ、今回コロナでオンラインにさせていただきました。是非このようなことができるんだということを参考にさせていただいて、私たちもやろうと思っています。できればそのようなやり方のところを教えていただけないでしょうか。

(前門戸会長)

それでは、山内委員、大丈夫でしょうか。

(山内委員)

本来であれば9月に盛岡で開催する予定でしたが、コロナの影響で中止し、今回オンラインで開催することにしました。初めてのオンライン講演会で講師の先生方にも大変御苦労をいただいておりますが、オンラインにすることで、岩手県内全域で申込がきて、現在、申込者数270名を超えています。1日約10件弱申込をいただいておりますので300を超えるのではないかと思います。各市町村ごとの申込者数ですが、岩手県内様々な市町村から申込いただいております。それから職種ですね、それからアレルギー患者との関係、申込の際に選んでいただいたり記載していただいております。アレルギー患者の保護者や養護教諭、保育士さんからとても多く申込んでいただいております。申込されている方の中には職場のみんなで参加するといった方もいらっしゃいました。今回はオンラインによる開催ということでQRコードから申し込めるとURLから申し込みいただき、グーグルフォームで申込者の名前や先ほどの情報、住んでいる市町村、職業を回答いただいております。そしてサインプレートセットを申し込みいただいた方には発送しています。希望者は500セットを超えています。アレルギーのあるご家族だけではなく、市町村の福祉担当の方ですとか、園

や学校関係からも 10 セット、20 セット欲しいですとか申し込んでいます。ですので、今回計画している講習会についても是非オンラインにすることで岩手県内どこにいても聞けることができますし、1 日週末だけとか平日だけにするのではなく、平日やることで業務の一環として知っていただけますし、土日ですとお休みの方も申し込んでいます。是非オンラインで開催していただきたいことが一つあります。

願いがありまして、開催する講演会についてですが、様々な職種の方から申し込んでいますが、先ほどのお話とかぶるんですけれども、お医者さん方に参加していただきたいです。学校医だけでなく、小児科の先生だけでなく、アレルギー、食物アレルギー、アトピー性皮膚炎、関係するお医者さんに是非参加していただきたいと思っています。

(前門戸会長)

はい、ありがとうございます。一般の方、我々ドクターの中ではよく講演会とか一般化されていますが、一般の方々は一歩どれだけの人が参加されるのかということをやっと私自身不安視していたのですが、山内委員が企画したお話を非常に多くの方、職種を問わずということで。あとは先ほど美香先生からもお話があった問題はドクターということですが、そこをうまく進めていければと思います。ありがとうございます。こちらの方、是非参考にさせていただいて、協議会の方同様にやっていただければと思います。委員の皆様から御質問等ありますでしょうか。この話に関してはよろしいでしょうか。それではその他の議題に移る前に澤口委員から

(澤口委員)

実はですね、栄養士会として様々な考えたこと 3 つお話をさせてください。

ひとつめは、今日は傍聴席の方に NHK の放送局の方がきていらっしゃいますが、11 月 13 日に NHK 「おぼんです」という番組の中で、重要な関わりについてお話をいただきました。取材をしていただいたという情報でした。今日は防災室の危機管理の課長さんがちょうどお見えですので、是非聞いていただきたいのです。災害時の備蓄食品の関係です。それについては、関係法律が整備されて市町村の中で備蓄することということで優先順位が県から移ったということがあります。ただその備蓄について 33 市町村のうち、21 市町村は備蓄済であるという回答がありましたが、6 市町村についてはほとんど未整備という対応のまずさや貧弱さが放送の中でありました。

アレルギーに対しての配慮が全くされていないというところが見えてきたということですが。要は災害時弱者ということで高齢者やアレルギー疾患を持った方、あるいは粉ミルクや離乳食が必要な乳幼児、そういうところを重点的にサポートするような災害時の備蓄というものを県の方からきちんと指導していただけないかということですが。

それからあと 2 つ目ですが、今日は教育委員会の方がいらしていません。管理栄養士の立場で学校栄養教諭という方がいますが、その方達からヒヤリハットの事例をお聴ききす

ることがあります。後から知らされる訳ですけれども、結構それが頻発しております。しかし、県内では4月1付けの学校長あての「アレルギーについて注意すること」という1枚紙での通知しかありませんでした。

私が言いたのは何かというと、その小中学校で多様なアレルギー事故が発生しているものをきちんと県内で共有してほしいということです。小さい事故はあると思います。ただ、そのお話を伺うと担当の教諭が対応の仕方を知らなかった。さっきエピペンの話もありました。それから様々な事故に対して、自分たちがどのように動くかというようなマニュアルを学校で作っているはずですが、それが本当は現場で出来ていないという実情があります。ですから、小中学校でのアレルギー事故での発生をきちんと共有して、二度とそのような間違いが起らない様体制を是非組んでいただきたいということです。

それから3つ目ですが、現在、新型コロナウイルス感染症の発生がありまして、入院患者の場合については、食物アレルギーのチェックについてはきちんとされているのですが、例えば患者数が増えてホテルでの宿泊等を求めることとなった場合、ホテルの食事の提供については、いろんな意味でチェックがされていない状況です。

また、同じ様な給食メニューといたしますか、揚げ物プラス煮物みたいなところでの栄養的に貧乏な食事提供しかされていない。この協議会が「アレルギー医療」とされていますが、県庁の中で医療政策室が担当されていない、健康国保課が担当しているということに大きな意味があると思います。いわゆる予防の視点をきちんと働かせていただく、それからすると先ほど言っていたいわゆるホテル等への食事提供の在り方、これについてはきちんと先先にまとめていただいて関係者に通知していただく、ホテルの活用、それから指定の施設等が決まりましたら事前にサポートしていただくということを是非お願いしたいと思えます。栄養士会として様々な感じ取ったことについてお願いを申し上げます。

(前門戸会長)

澤口委員ありがとうございます。3つの貴重なお話をいただきました。3番目からいきますと、コロナ禍で実際に岩手でもホテルで宿泊されているウイルスを含むと判定された方がいるという中、これから増える可能性があるのも、そこらへんの食事のアレルギー対策というところもさらに考えていかなければならないと思います。こちらの方もしっかり議事にあげていければと思います。2番目は教育委員会の方への様々なヒヤリハットについて共有されていないのではないかとありますので、そのあたりの事実確認とそれを共有する方法を考えていきたいと思いますが、できればこちらの会議に教育委員会からの参加を是非事務局からお願いをしたいと思えます。それでは1番目にありましたアレルギー食品の備蓄について、これにつきまして報道につきましては把握しておりまして、そちらに関して、今日は総合防災室の菊地防災危機管理担当課長さんがいらしていますので、コメントいただけますでしょうか。

(菊地防災危機管理担当課長)

総合防災室の菊地と申します。よろしくお願ひします。先程お話しがありましたけれども、11月にNHKさんの方で災害時におけるアレルギー対応食品の備蓄状況につきまして、先ほどご紹介がありました通り、備蓄しているのが21市町村、それからスーパーなどとの協定により調達するという所が6市町村、全くやっていないという所が6市町村というのが報道だったかと思ひます。自治体の理由としまして、財源が足りない、今後備蓄の予定、検討中といった報道かと思ひます。御案内のとおり、国では東日本大震災を踏まえまして25年6月に災害対策基本法を改正しました。その取組の推進にあたって市町村の参考となるよう、内閣府が避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針を策定しました。市町村におきましては、指針の中にはですね、避難所における備蓄等としまして、食物アレルギーの避難者にも配慮するよう求められているのはその通りですけれども、その他食料の原材料の表示であります他、誤食事故防止ということでサインプレートなどの活用など情報提供にも努めることと書かれているものでございまして、市町村におきましてもそれぞれの市町村の実情はあるかと思ひますけれども、指針を活用しながら対応しているというところございまして、先日の放送で未整備とした所におきましても、来年度以降の予算の検討を進めていると聞いています。また、県としましては、毎年1回、年度当初に各市町村の消防防災主管課長を集めまして、会議を行っているところございまして、防災関係の留意事項についてお伝えしている場なんですけれども、そのような場でありますとか、防災担当者含めて集まる場を活用しまして、アレルギーを含めて要配慮者対応食品の備蓄についても改めて説明していきたいと考えております。また、現在、災害時、お話しがありましたけれども、アレルギー対応食品の他、感染症対策の物資あるいは男女共同参画の視点での物資など様々な備蓄の必要性を求められているところでありまして、防災部局だけではなかなか視点が足りないところも考えてございまして、先般、県庁内の担当部署を集めまして備蓄に関する連絡会議を立ち上げたところで、こういった場所を活用しまして、備蓄状況の課題を共有しながら取組を進めていくということをしているところでありますけれども、物資の調達・供給だけでなく、災害時の避難所での支援方策も含めて検討できるよう、健康国保課とも連携しながら対応していきたいと考えております。

(前門戸会長)

菊地課長、ありがとうございました。備蓄をしていない市町村これから予算措置をしていくというお話もありましたし、震災以降かなりいろんな必要性が出てきて、アレルギーだけでなく感染症、男女共同の問題等ありました。県庁内で、縦割りではなく横断的な対応が必要ということでそういったことも話が進んでいるということをお聞きした次第であります。このことについて、委員の皆様から意見とかございましてでしょうか。

(山内委員)

今回NHKのアンケート結果を聞いて驚きました。6市町村がアレルギー対応食品を備蓄

していないという事実があつて、県の備蓄指針には、各市町村の役割として明記されています。各市町村の役割として明記されていますが、県としては指針を作って終わりではなく、指針に沿ってきちんと各市町村に対応できるかを確認する必要があると思います。特にできていない市町村に指導しなければならないと思っています。この話は、私は平成 28 年から防災室とやりとりしています。その時から市町村の備蓄状況を把握してくださいとお願いをしていました。そしてこの結果です。アレルギー対応食品と非対応食品を併用している市町村はあると思います。アレルギー対応食品を備蓄していればいいのではなく、アレルギーがある人へ個別対応ができる体制が整っているかということが重要です。東日本大震災を経験している岩手ならわかると思いますが、災害拠点が生産している中で、アレルギーがある人へ個別対応することがどれだけ大変なことかは分かると思います。なので私が提案しているのは、食品については全てアレルギー対応食品にして欲しいです。10 年前は高くと言えなかったのですが、今はたくさんアレルギー対応食品がありますし、非対応食品と変わらない金額です。そして味も美味しいです。高くて不味いという固定概念あるようで、なかなか変えてくれない市町村もあるんですけども、実際食べて欲しいですし、私達からもいくつか県に提案しましたが、栄養面や保管場所で制限があるようではないませんでした。岩手県災害時栄養食生活支援マニュアル、岩手県保健福祉部で作ったものがありますよね。8 ページに記載があるんですが、備蓄食品については、アレルギー、生活習慣病患者さん、特殊食品においては医療機関及び団体機関と連携して検討することが必要であると書かれています。きちんとアレルギーの知識のある人を含めて備蓄食品を選定して欲しいです。

(前門戸会長)

山内委員ありがとうございます。3 年越し 4 年越しの取組をしてきているというところで山内委員にとって今の状況が非常にもどかしいというところかもしれません。今の意見を拝聴しまして、是非県の方も参考にして検討していただければと思います。その他御意見ございますでしょうか。それではかなり時間を超過してまいりましたが、皆様方から非常に貴重な御意見をいただいたということで、これからのアレルギーの活動につなげていけたらと思います。それでは今回の議題を全て終了したということで、進行を事務局にお返しします。その前に木村先生からご発言をお願いします。

(木村委員)

会の進行といいますか、いつも思うんですが、第四半期に入ろうかというところでギアが入って 1 月から 3 月までやれというのは 2 年続けております。本来であれば令和 3 年度の活動を議題にするべきではないかと思えます。少し検討していただいて。やっぱり県庁の仕事なので 3 月いっぱいというかたちで結構期限が決まるので現場は非常にやりづらい。是非来年はスタートダッシュをお願いしたい。

(福士総括課長)

総括課長の福士でございます。貴重な御意見ありがとうございます。私どもも今回コロナもあって手探りでどういった形で対応していったらいいか模索した中でどうしてもこの時期になってしまったことは、本当に申し訳なく思っております。木村先生がおっしゃるその通りでございます。今年度やるべきことをきちんとやって来年度につなげて、来年はきちんとしかるべき時期にスタートダッシュできるように今後進めて参りたいというふうに思いますので、引き続きよろしく願いいたします。申し訳ございません。

(前門戸会長)

木村先生、貴重な御意見ありがとうございました。それでは進行をお返しします。

7 その他

特になし

8 閉会